

全国印章政治連盟設立趣意

わが国では、印章（印鑑）を押捺することによって文書の真正さを担保し、国民の権利や財産、商取引の安全性などが守られてきました。古くは律令時代に印章は行政上の欠かせないものであり、近代では明治4年10月1日に明治政府より発布された太政官布告（第456号）により、現在の印鑑登録制度の礎が作られました。そして今も、わが国の法体系の随所に押印の必要性が明記されています。

そのように、わが国では古代から近代まで、印章が国の制度として、また文化として、国民生活に深く根付いています。

この印章制度と印章文化を将来にわたって大切に守り、維持発展するために全国印章政治連盟を設立いたします。

全国印章政治連盟規約

<h4> (名 称) </h4>

第1条 本会は、全国印章政治連盟と称する。

<h4> (事務所) </h4>

第2条 本会は、主たる事務所を東京都に置く。

<h4> (目 的) </h4>

第3条 本会は、全国の印章業従事者の経営の安定・発展のための政治活動を行い、国民生活の安全に寄与することを目的とする。また当該の諸問題の研究及び政治的諸活動を行うことを目的とする。

<h4> (事 業) </h4>

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 印章業の安定・発展を図るための調査研究並びに政治的活動。
- (2) 前号に関する資料の整備並びに資金の確保と運用。
- (3) その他目的達成に必要と認める事業

<h4> (会員及び組織) </h4>

第5条 本会の組織は本会の目的の趣旨に賛同する会員をもって組織する。

- (1) 正会員 この会の事業に賛同する印章業従事者（個人）。
- (2) 賛助会員 この会の目的に賛同し、その事業を賛助する個人及び政治団体。

<h4> (会 費) </h4>

第6条 会費の額及び徴収方法は総会でこれを定め、会員は会で定める期日までに会費を納めなければならない。

- (1) 正会員は年額一口3千円から
- (2) 賛助会員は年額一口1千円から

<h4> (会費の納入) </h4>

第7条 この会の会員は、毎年2月1日までに、本会の指定する口座に会費を納入することとする。

<h4> (会員資格の取得) </h4>

第 8 条 この会の正会員または賛助会員になろうとするものは、入会申込をし
委員会の承認を受けなければならない。

<h4> (退会) </h4>

第 9 条の 1 [任意退会] 会員は、委員会に退会届を提出することにより、任
意かつ随時退会できる。

第 9 条の 2 [退会勧告] 会員が以下のいずれかに該当するに至ったときは委
員会の決議によって当該会員に退会勧告をおこなうことができる。

- (1) この規約に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他退会勧告に相当する事由があると委員会が決議したとき。

第 9 条の 3 事業年度途中の退会であっても、会費は返還しない。

<h4> (除名) </h4>

第 10 条の 1 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議に
よって当該会員を除名することができる。

- (1) この規約に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 重大な法令違反、または公序良俗に反する行為をしたとき。
- (4) この会の活動によって知り得た他の会員の情報、会の機密をみだり
に外部へ洩らしたとき。
- (5) 委員会の退会勧告に応諾しないとき。
- (6) その他除名すべき正当な事由があると委員会が決議したとき。

第 10 条の 2 事業年度途中の除名であっても、会費は返還しない。

第 10 条の 3 除名に至った会員が、この会及び会員に損害を与えた場合、当
該会員は賠償の義務を負う。

<h4> (会員資格の喪失) </h4>

第 11 条 前 2 条のほか、正会員および賛助会員は、次のいずれかに該当する
に至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 6 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡したとき。

<h4> (役員) </h4>

第 12 条 本会に正会員の中から次の役員をおく 会長 1 名 副会長 4 名以内 委
員 10 名以内 監事 3 名以内

<h4> (役員を選任) </h4>

第 13 条 役員は、総会の決議によって選任する。

<h4> (役員の人選) </h4>

第 14 条 会長、副会長、委員、監事は委員会にて決定する。

<h4> (役員の職務) </h4>

第 15 条 会長は、本会を代表し、本会の会務を総括する。 2 副会長は、会長
を補佐し、会長事故等により職務を遂行できない場合はその職務を代
行する。 3 委員は、委員会を構成し会務の運営にあたる。 4 監事は
本会の事務及び経理の状況を監査する。

<h4> (役員任期) </h4>

第 16 条 役員任期は、選任後 2 年間の任期による。

<h4> (顧問) </h4>

第 17 条 本会の委員会の決定を経て顧問を置くことができる。 2 顧問は、会

長が委嘱し、期間は役員任期に準ずる。

<h4> (総会) </h4>

第18条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。2 総会はすべての正会員をもって構成する。3 通常総会は、事業年度終了後2ヶ月以内に召集する。4 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。5 総会は次の事項を審議し、議決する。総会の決議は、総正会員数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、総会に出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 会費、予算、決議、その他重要な事項。
- (4) 正会員の除名

<h4> (委員会) </h4>

第19条 委員会は、会長、副会長、委員をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 会務の運営に関する事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) 総会を開く時間がない場合の緊急事項（委員会決議）
- (4) 役員の人事に関する事項
- (5) 顧問の推薦
- (6) その他重要事項

<h4> (議事の運営) </h4>

第20条 議事の評決は、構成員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数の同意により可決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

<h4> (事務局) </h4>

第21条 本会に事務局を置く。2 事務局に関する事項は、委員会の議決を経て会長が決める。3 事務局に関する経費は会費をもってあてる。

<h4> (事業及び会計年度) </h4>

第22条 本会の事業及び会計年度は1月1日に始まり、12月31日に終わる。

<h4> (資金等) </h4>

第23条 本会に必要な資金は次によってまかなう。

- (1) 会員会費
- (2) 賛助会員会費
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

<h4> 附則 </h4>

- 1 本会の設立当初の役員は、松島寛直、徳井孝生、木本泰夫、田渕真司、柴田幹夫、吉本 真、小林彰男、真子 茂、福島恵一、杉角賢太郎、竹口雅樹、前田秀樹とし、任期は第1回通常総会終了時までとする。
- 2 この会の最初の代表者は松島寛直、会計責任者は福島恵一、会計責任者の職務代行者は杉角賢太郎とする。
- 3 本会設立当初の事業年度は設立の日から始まる。

4 本規約は平成 30 年 7 月 1 日より施行する。

2018.7.1

全 国 印 章 政 治 連 盟 役 員 名 簿

会 長 松 島 寛 直

役 員 徳 井 孝 生

〃 木 本 泰 夫

〃 田 淵 真 司

〃 柴 田 幹 夫

〃 吉 本 真

〃 小 林 彰 男

〃 真 子 茂

〃 竹 口 雅 樹

〃 前 田 秀 樹

会計責任者 福 島 恵 一
(事務局長)

会計責任者 杉 角 賢太郎
(職務代行者)